

地方創生に関する知事への提言

平成27年9月

三重県議会

## 目次

I	はじめに.....	1
II	提言.....	2
1	基本的な在り方.....	2
2	自然減対策.....	4
3	社会減対策.....	6
4	地方創生を支える取組.....	8
5	国への要望.....	9

# I はじめに

これまで、少子化対策や産業振興などの地域づくり政策が実施されてきたが、人口減少や地域の衰退に歯止めはかかっていない。

このような現状に鑑み、「地方創生」という新しい理念が提唱され、国、地方が総力を挙げて人口減少対策に取り組むこととなった。

三重県では、三重県人口ビジョン（仮称）と三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）（以下「総合戦略」という。）の策定を進め、本年6月に、それらの中間案が公表された。

人口減少問題等が「待ったなし」の状況にある中で、それらの課題に対応するためには、三重県においても、その地域特性を十分に生かし、新しい視点に基づき、やるべきことは全てやるという強い決意の下で政策を実施することが求められる。

三重県の地方創生に関する政策を広く県民の視点に立ったものにするためにも、二元代表制の下、知事とともに県民を代表する県議会の役割が重要といえる。

三重県議会では、このような認識の下、地方創生という喫緊の政策課題について、県民の視点に立った政策立案や政策提言に関する調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例第14条第1項の規定に基づく「地方創生に関する政策討論会議」を設置した。また、人口減少対策のうち、持続可能なしごとの創出、地域への理解と愛着を育むキャリア教育、移住の促進の三点について重点的に調査を行う「人口減少対策調査特別委員会」を設置した。

当該政策討論会議では、委員間で積極的に討議を行い、また、討議を行うに当たっては、町長や地方創生に取り組む市の職員、地元のシンクタンクの有識者から意見聴取を行いつつ、限られた時間の中で集中的に議論した。

ここに、その成果をまとめ、三重県議会として、知事に対し、地方創生に関する提言を行うものである。

## Ⅱ 提言

### 1 基本的な在り方

#### (1) 人口減少等の分析

三重県における人口減少や地域間格差は依然として大きな課題となっている。地方創生の総合戦略の策定に当たっては、まず国や県がこれまでに実施してきた政策や経済状況と地域を取り巻く環境の変化との関係など人口減少の原因を深く分析し、問題点を明確化すべきである。

また、女性の転出超過や有配偶出生率などの現状について、総合戦略の中間案では、原因分析が十分になされているとは言い難いことから、人口の現状等に関する原因を深く分析すべきである。

#### (2) 数値目標の設定の在り方

総合戦略における、自然減対策や社会減対策の数値目標を設定する際には、その内容、実態を踏まえた上で、真に三重県の活性化及び地方の自立に資する数値を設定すべきである。

例えば、中間案の社会減対策における数値目標として「転入超過数の増加」が設定されているが、県全体として人口総数が増加しても、実態としては特定の地域の活性化につながらない場合もあり、ひいては出生率の向上につながらない場合も考えられ、目標としての有効性に疑問もある。より有効な政策を考え、政策効果の検証をよりの確に行うためには、人口構成といった視点を踏まえた数値目標を設定することが重要であり、県外からの移住を促進する転入者の属性（年齢、性別、前住所地など）を明確にすべきである。

#### (3) 市町に対する県の役割

地方創生が、地方の活性化と自立を目的としていることに鑑みる

と、その主役は市町であり、広域自治体である県は、市町のサポート役に徹することが重要である。県は、市町間の連携時における調整や支援に主たる役割を果たすことが望まれるところである。

また、県の総合戦略と市町の総合戦略が相乗効果を発揮するには、市町が策定し実施する総合戦略に対し、県がどのような役割を果たすのかが明確にされるべきであるが、総合戦略の中間案では、この点について「市町との緊密な連携・協力を進め、総合調整を図る」という記述にとどまっており、県の役割が十分に明確化されていない。その役割としては、例えば、市町に対する県独自の交付金の創設、県からの人材派遣、市町間の調整時におけるコンシェルジュ的な役割等が考えられる。

以上のことを踏まえ、市町に対する県の役割をより明確にし、県において責任を持って地方創生に関する政策を強く推進するとともに、市町の意向の把握や地域住民の協力及び理解を求めるべきである。

#### (4) 圏域による施策を踏まえた視点とモデル地域の創設

県は、市町のサポート役という役割を果たす一方で、広域的な政策を実施する役割も担っている。

総合戦略の中間案では、「県内圏域」「県境」「分野」などを越えた連携という視点での政策パッケージの検討やコンパクトなまちづくりが挙げられているが、これまでに、生活創造圏や定住自立圏などの政策が進められてきたところであり、それらの圏域や新たな圏域（例えば、経済活動圏域、生活文化圏域、河川流域圏など）の設定を検討し、それぞれの圏域の特徴を生かした政策を行うべきである。

また、県内では、人口減少や高齢化率の上昇が特に見込まれる地

域も存在することから、それぞれの地域の実情に合ったモデル地域を創設し、同地域における人材交流等に集中的に取り組むといった視点での検討も行うべきである。

## (5) 交流人口等の増加

総合戦略の中間案の「めざす姿」では、「県内外のさまざまな人から選ばれ、協創の連鎖により人々の絆が深まり、心豊かに暮らすことができる三重」が描かれている。しかしながら、人口減少に関する課題に対応するには、「心豊かに暮らすこと」だけでなく、関西圏や中京圏に近いという就労面の強みや伊勢神宮をはじめ熊野古道などの観光資源や特産品に恵まれているという強みを生かすことが求められる。

総合戦略の中間案では、就労や観光など交流人口等の増加が社会減対策に資するという視点が十分でないことから、このような視点を踏まえつつ、三重県の「めざす姿」を描くべきである。

## 2 自然減対策

### (1) 出生率の引き上げ

三重県の2013年の合計特殊出生率は1.49、全国20位で、女性の未婚率は全国順位が下から4位と低い一方、有配偶出生率は全国37位で全国よりも低くなっている。また、「みえ県民意識調査」によると、理想の子どもの数の平均が2.5人であるのに対して、実際の子どもの数の平均は1.6人に止まっているのが現状である。

多様な価値観があるなか、数値だけが重要というわけではないが、家族・家庭への支援や国の支援基準を上回る子育て支援など有配偶出生率を引き上げるよう市町と連携して取り組み、全国に発信すべきである。

また、周産期医療体制の地域間格差が顕著であることから、どの地域においても安心して出産できるよう、周産期医療体制の地域間格差の解消に向けて取り組むべきである。

## (2) 子育て支援

男性も女性も子育てしながら働き続けられるよう、子育て支援をより充実させることが重要であり、例えば、保育士の確保、低年齢児の保育料の軽減、企業内保育所の増加の促進、学童保育の充実など、これまで十分に行われていない子育て支援の取組も推進すべきである。

また、「親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多い」という総合戦略の中間案で示された調査結果を踏まえ、「多子・多世代家族」、「多世代同居・近居」の促進に係る具体的な取組、例えば、財政面からのインセンティブや税制面での誘導策などを検討すべきである。

加えて、第1子、第2子の支援を充実するとともに、第3子以降に着目した取組を行うべきである。

## (3) 男性の育児参加

「夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増える」「夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲は低下する」という総合戦略の中間案で示された調査結果を踏まえ、県が設定している「男性の育児休業・育児休暇取得率」の数値目標等について、各自治体や企業での取組を促進するなど、男性の育児参加をより強く推進すべきである。

### 3 社会減対策

#### (1) 若者の県内定着促進

地域を知り、地域に学び、地域への愛着を育み、また、地域の人材を地域で育て、若者の県内定着を促進するために、家庭や地域における教育の支援、地域の人材育成・地域社会の核としての高等学校の活用や高等教育機関との連携、中高校生の県内企業への就職体験を通じた生徒間の交流などに取り組むべきである。

また、転出超過は男性より女性の方が多く、さらに、20歳～34歳の人口構造では男性より女性の方が少ない状況となっていることから、各地域における人口構造の男女比のバランスにも注視していくことが重要である。このため、県内中小企業とのマッチングや、U・Iターン就職など若者の県内定着の促進に向けては、女性に注力した取組も進めていくべきである。

さらに、高等学校等の中途退学や中途退職により生活基盤を築けない若者やニート、ひきこもりなど就労に困難を抱える若者も、社会における貴重な人材であることから、セーフティネットにとどまらない積極的な就職支援などの取組を行うべきである。

#### (2) 農林水産業の振興

三重県は、海山の幸にめぐまれ、食に関わるブランドを多く抱え、高いポテンシャルを有していることから、農林水産業を基幹産業ととらえるべきである。その上で、「みえの伝統野菜」など県内一次産品の高付加価値化やブランディングに効果的に取り組むとともに、特徴ある産品の観光振興とのコラボレーションなど販路開拓の充実強化などにも取り組むべきである。

また、定住を促すため、農林水産業への就業時に他の仕事との組み合わせのモデル化や地域の特性を生かしたモデル地域（日本一の



漁業の町)の創設などで担い手を確保するとともに、田舎暮らしを希望する若者に対して農林水産業の仕事づくりをサポートする取組も行うべきである。

さらに、農林水産業が主要産業である地域において、6次産業化を推進する「女性の担い手モデル」、「女性の活躍モデル」の創出や農業高校と農業大学校等との連携強化、農林水産業の後継者育成など、農林水産業を支える取組を充実させるべきである。

### (3) 働く場の確保

三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、地域の雇用を支えている県内の中小企業・小規模企業を支え、労働者の雇用環境を改善するとともに、生産年齢人口を確保するため、県と市町が広域連携し、積極的に企業誘致などを推進すべきである。

また、育児期における短時間勤務制度の推進や新しい仕事モデルの創出など多様な働き方への支援を行うべきであり、少子高齢化社会を支えるために重要である介護分野などの働く場への誘導策を行うことも必要である。

### (4) 移住促進

三重県への移住を促進するためには、対象者の属性(職種、居住地、三重県とのゆかりなど)に応じ、戦略的に取り組む必要がある。

例えば、県版地域おこし協力隊の創設、県内都市部における空き家の活用などを行うとともに、大学卒業後に地方に戻るライフサイクルの徹底、県内への就職斡旋等のU・Iターンの促進、人口減少の著しい地域への「定住支援のための奨学金制度」の創設、日本版CCRCなど、それぞれの世代に応じたインパクトのある取組を行うべきである。

## (5) 住みやすい地域づくり

県民が魅力ある住みやすい地域づくりを行うため、医療・介護・子育てなどの社会保障の充実、地域の防災・減災及び災害対策の強化、外国人の子どもたちへの教育支援などによる外国人住民の長期定住の促進、住民自治の拡充、複数市町を対象とした広域行政サービスを強化しようとする基礎自治体への支援、元気な高齢者が社会を支える仕組の構築などに取り組むべきである。

また、町や既存の集落の伝統や文化などの特性を生かした地域づくりを行う一方で、現在の生活様式に対応した暮らしやすい環境整備を行うとともに、グルメや観光を通じての交流人口の増加などに取り組むべきである。

加えて、地方の若者が地元の魅力を感じ住み続けていくため、若者が中心となって行う地域の魅力を向上させる自発的な取組を支援するとともに、地域で文化活動やスポーツなどを楽しめる機会や場づくりなどに取り組むことを検討すべきである。

## 4 地方創生を支える取組

三重県として、その地域特性や実情に合致した取組を進めるに当たっては、総合戦略の期間（5年）に限らず施策を継続していくための共通のベースあるいは全体の指針となるような地方創生に関する条例を制定することや、複数市町に関係し広域的エリアで展開される地方創生プロジェクト事業を創設することなどが考えられる。

また、地方創生の取組は、ソフト事業が中心となると思われるが、効果が大きいと思われる場合はハード事業についても積極的に行っていくべきであり、効果的な投資が行われるよう留意する必要がある。

## 5 国への要望

地方創生に当たっては、地方がその創意工夫をもって自由かつ柔軟にその地方の実情に応じた取組を行える環境が必要となる。

そのためには、一括交付金制度などの自由度の高い財源が十分に保障され、地方創生の取組を進めるうえで障害となる規制の緩和（例えば、農地の規制緩和など）や国の関係機関の地方移転などを図る必要がある。

このようなことから、国に対し、国から地方への財源と権限の移譲や規制緩和等について積極的に要望していくべきである。

以上

(参考) 地方創生に関する政策討論会議における検討経緯

平成27年 6月30日	・ 設置の議決	
平成27年 6月30日	第1回	・ 今後の進め方
平成27年 7月 8日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行部からの意見聴取 地方創生総合戦略中間案について</li> <li>・ 有識者からの意見聴取 志摩市企画部参事 加藤倫之 氏 (株)百五経済研究所 中畑裕之 氏</li> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
平成27年 7月21日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者からの意見聴取 多気町長 久保行央 氏 南伊勢町長 小山巧 氏</li> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
平成27年 7月27日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員から提案意見の説明</li> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
平成27年 8月10日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言素案（正副座長案）の提示</li> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
委員間討議を踏まえた提言案を各会派に持ち帰り、検討		
平成27年 8月25日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案に対する各会派修正意見の提示</li> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
平成27年 9月 1日	全員協議会	・ 提言案の提示・説明、議員間討議
平成27年 9月 1日	第7回	・ 提言案の確定

地方創生に関する政策討論会議 委員名簿

会 派 名	委 員 名
座長（議長）	中 村 進 一
副座長（副議長）	中 森 博 文
新政みえ	三 谷 哲 央 杉 本 熊 野 田 中 智 也 下 野 幸 助 芳 野 正 英
自民党	西 場 信 行 水 谷 隆 中 嶋 年 規 村 林 聡
公明党	山 内 道 明
日本共産党	岡 野 恵 美
大志	倉 本 崇 弘
草の根運動みえ	稲 森 稔 尚